

2 現金給付（償還払い）となる介護サービスの立て替えのための貸付

※ 以下の介護サービスについては、現金給付（償還払い）がなされるまでに、通常申請後2～3ヶ月を要すると見込まれているので、一時的に本人が立て替えるための経費として生活福祉資金の貸付を行う。

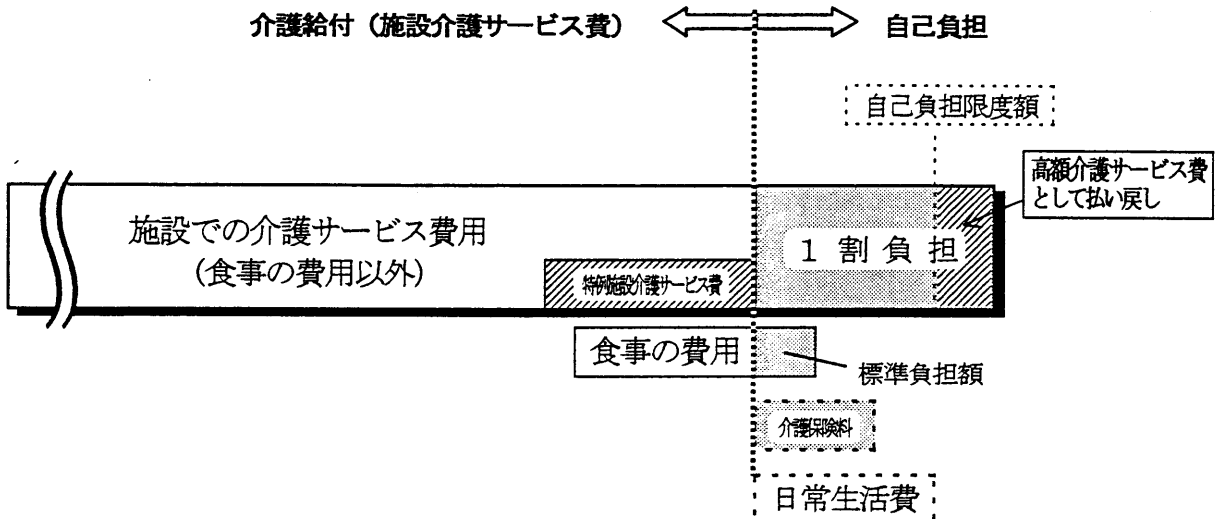
現金給付（償還払い）がなされれば償還は可能であるため、幅広く活用が可能となるものと考えられる。

<p>■ 福祉用具購入費 … 支給限度額（検討中）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護福祉用具購入費(44条) ・ 居宅支援福祉用具購入費(56条) <p>■ 住宅改修費 … 支給限度額20万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護住宅改修費(45条) ・ 居宅支援住宅改修費(57条) 	<p>(介護(予防)給付とは別枠)</p>
<p>■ 特例居宅介護サービス費(42条) (36.8万円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準該当居宅サービス ・ 離島等で指定居宅サービス・基準該当居宅サービス以外の保険給付の対象となる種類の在宅サービス <p>■ 特例居宅介護サービス計画費(47条) (0.84万円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準該当居宅介護支援 ・ 離島等で、指定居宅介護支援・基準該当居宅介護支援以外の介護支援サービス <p>■ 特例居宅支援サービス費(54条) (6.4万円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準該当居宅サービス ・ 離島等で、指定居宅サービス・基準該当居宅サービス以外の保険給付の対象となる種類の在宅サービス <p>■ 特例居宅支援サービス計画費(59条) (0.65万円程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準該当居宅介護支援 ・ 離島等で、指定居宅介護支援・基準該当居宅介護支援以外の介護支援サービス <p>■ 特例施設介護サービス費(49条) (43.1万円程度)</p>	<p>(介護(予防)給付に含まれる)</p>
<p>■ 高額介護サービス費(51条) (自己負担上限額) <u>24,600円</u> (市町村民税非課税者等)</p> <p>■ 高額居宅支援サービス費(61条) (自己負担上限額) <u>24,600円</u> (市町村民税非課税者等)</p>	

生活福祉資金の貸付対象となる部分

は前記 1 による貸付、
 は前記 2 による貸付の対象

■ 介護保険施設入所（入院）の要介護者の場合



■ 在宅の要介護者（要支援者）の場合

